

インボイス制度開始に伴うご案内

2023年9月25日

関係者各位

スーパーファンド・ジャパン株式会社

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方法として、インボイス制度が施行されます。

当社では、制度の施行に伴い、原則法人のお客様に適格請求書（インボイス）の発行を行わせていただきます。なお、適格請求書（インボイス）が必要な個人のお客様（個人事業主等）は、当社及び担当者までお申し付けください。

国税庁ホームページより、インボイス制度の概要について

- 適格請求書（インボイス）とは
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。
- インボイス制度とは
<売手側>
売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
<買手側>
買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

当社登録番号を下記に掲載いたします。

スーパーファンド・ジャパン株式会社 登録番号	T8010001096211
---------------------------	----------------

以上

スーパーファンド・ジャパン株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテルタワー12階
(TEL) 03 3508 6700
Superfund Japan Co., Ltd.

